

[事案 23-87] 契約無効確認・既払込保険料返還請求

・平成 24 年 7 月 27 日 裁定終了

<事案の概要>

加入時に、募集人から十分な説明を受けずに、自分のニーズに合わない契約申込みをしたとして、契約を無効とし、払込んだ保険料の返還を求めて申立てがあったもの。

<申立人の主張>

平成 20 年 6 月に募集人から勧められ、①米国ドル建養老保険および②低解約返戻金型平準定期保険に加入したが、以下のとおり、自分のニーズに合っていないので、契約を無効として払込んだ保険料を返還してほしい。

- (1) ①の契約は、子供の大学受験までの間、資金 400 万円を一時的に預けることができ、銀行預金のように利息がつき、預けている間に被保険者が死亡する等のことがあれば保険金の支払いがあり、子供が進学する 2 年後には下ろすことができるという保険であるとの前提で申込みをしたが、希望の契約内容とは違っていた。
- (2) ②の契約は、子供の高校受験のために積立をしたいというのが自分のニーズであったが、早期解約ができず、自分の希望に合わない。また、募集人からは「保険料を払えない時については、自分のための額が少なくなるだけ、そこに利息がつかないだけ」「払込保険料から資金を借りることも自由にでき、その期間利息がつかないだけ」との説明を受けていたが、実際の契約内容は違っていた。

<保険会社の主張>

下記の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 契約締結当時の募集人の説明において、重要事項の説明不足等の事実はなく、また、募集人は、申立人の加入目的が子供の受験のために一時的に預ける点にあるということはない。そもそも、設計書等において、それぞれ 60 歳、55 歳までの保険料払込期間であることが明記されている。
- (2) 申立人は申立てのあった両契約ともに契約者貸付を受けているので、契約の追認をしているものと判断できる。

<裁定の概要>

裁定審査会では、申立人が両契約ともに民法 95 条による錯誤無効を主張しているものと解し、当事者から提出された申立書、答弁書等の書面および申立人からの事情聴取の内容にもとづき審理した結果、下記の理由により申立内容は認められないことから、指定（外国）生命保険業務紛争解決機関「業務規程」第 37 条にもとづき、裁定書をもってその理由を明らかにして裁定手続を終了した。

- (1) 米国ドル建養老保険について、申立人は「400 万円を一括で預けられる」「子供が進学する 2 年後の時点での解約返戻金の額が払込保険料を下回らない」との内容の保険であると錯誤した旨主張しているが、以下の理由から、錯誤を認めることはできない。

- ①申立人提出の設計書の解約返戻金の推移を説明する表において、募集人による手書きの○印が認められること等から、申立人は、募集人から同設計書によって説明を受けていることが認められ、同設計書は、保険料支払方法が年払いであること、保険料払込期間が60歳までであること、契約締結後9年未満の間は解約返戻金額が払込保険料累計額を下回ることが記載されている。
- ②申立人が契約申込書と同時に作成したと認められる意向確認書において、「意向に沿った内容となっている」旨のチェックをしていることが認められる。
- ③なお、仮に上記の点につき、申立人において錯誤があったと認められるとしても、上記記載の説明がなされ、申立人自身が「契約概要」を受領し、申込書および意向確認書を作成していることから、申立人には錯誤したということについて重大な過失があったと言わざるを得ず、申立人から本契約の無効を主張することはできない。
- (2)低解約返戻金型平準定期保険について、申立人は「銀行の普通預金のように自由に入出金ができ、契約者貸付の際も積立保険料が減額するだけで、貸付金に対する利息がつかない」「早期に解約しても、解約返戻金の額が払込保険料を下回らない」との内容の保険であると錯誤した旨主張しているが、以下の理由から、錯誤を認めることはできない。
- ①申立人は、募集人から設計書によって説明を受けていることが認められるが、同設計書中には、申立人が主張する内容の記載は認められず、逆に、本契約の保険料が月払いの確定額であることや保険料払込期間が55歳までであること、解約返戻金の所定の範囲内で保険料の自動振替貸付等ができる保険であること等が記載されている。
- ②上記設計書中の解約返戻金の推移を説明する表において、契約締結後18年未満の間は解約返戻金額が払込保険料累計額を下回ることが記載されており、また、本契約の解約返戻金が低く設定されることは、「低解約返戻金型」という名称自体からも明らかである。
- ③申立人が申込書と同時に作成したと認められる意向確認書において、「意向に沿った内容となっている」旨のチェックをしていることが認められる。
- ④なお、仮に上記の点につき、申立人において錯誤があったと認められるとしても、本契約の申込みの際、設計書の記載に従った説明がなされていることから、申立人には錯誤したということについて重大な過失があったと言わざるを得ず、申立人から本契約の無効を主張することはできない。

【参考】

民法95条（錯誤）

意思表示は、法律行為の要素に錯誤があったときは、無効とする。ただし、表意者に重大な過失があったときは、表意者は、自らその無効を主張することができない。